

委 託 契 約 書 （案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記の事業委託について、次の条項により契約を締結する。

- 1 事業の名称
令和7年度 うちなー健康経営推進事業
- 2 契約期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 3 契約金額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
甲は、契約金額の範囲内において、委託契約書、委託業務仕様書及び委託業務実施計画書等に基づく乙の業務実績に応じ、委託業務の実施に要する経費（以下「委託料」という。）を乙に支払うものとする。
- 4 契約保証金
沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合は免除する。

上記の委託業務について、甲と乙は、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

(総則)

第1条 乙は、別紙「企画提案仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、上記の契約金額及び契約期間内で、頭書の業務を完了しなければならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書(任意様式、以下「実施計画書」という。)を契約締結の日から10日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 実施業務の内容
- (2) 実施業務の実施方法
- (3) 実施スケジュール
- (4) 業務遂行体制
- (5) 経費積算内訳

2 乙は、甲の承認を得た実施計画書及び甲の指示に従って、当該委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも同様とする。

(実施計画書の変更)

第3条 乙は、実施計画書に関し、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第1号)を甲へ提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 事業内容を変更しようとするとき。ただし、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定による実施計画書の変更である場合は、甲の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。
- 3 乙から申請があった場合は、受理した日から10日以内に承認又は不承認の通知を乙にするものとする。

(計画変更等による契約変更)

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の実施の途中において、契約金額、契約期間又は実施計画書で定められた内容における主要な部分の変更を行う必要が生じたとき。
 - (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 前項の変更に係る手続きについては、乙が第3条の規定に基づく計画変更等承認申請書(様式第1号)を、原則として当初の契約期間の末日の14日前までに(前項第2号の変更にあつては、速やかに)甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。ただし、第13条ただし書に定める流用のときは、この限りではない。

(委託料の経費区分)

第5条 委託料の経費区分は、別表のとおりとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書（別紙様式1）を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。
ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託者と約定しなければならない。
- 6 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 7 乙が第1項から第5項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。
これにより乙、又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(委託業務の監督等)

第8条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況、経費の使途及びその他必要な事項について報告を求め、書面検査又は必要に応じて実地検査を実施し、必要な指示をすることができる。
- 3 甲は、本業務における乙の履行又は前条第4項により乙から委託を受けた者の履行が著しく不相当と認められる場合、その理由を明示した文書により、必要な措置を講じることを乙に請求することができるものとする。
- 4 乙は、甲から前項に基づく請求があった場合、当該請求事項について必要な措

置を講じ、請求を受けた日から 10 日以内に実施状況報告書（様式第 2 号）により甲に報告するものとする。

（労働関係法令の遵守及び調査）

第 9 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（帳簿等の整備及び保存）

第 10 条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

- 2 乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。
- 3 前項の支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書（相見積を含む。）、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、委託業務に従事する者の給与支払を示す台帳及び出張伝票等をいう。
- 4 第 2 項の支出内容を説明する書類とは、図面、カタログ、発注書、予定価格書、出庫伝票、製作設計費の内訳に関する書類、加工費の内訳に関する書類、光熱水料の内訳に関する書類、委託業務に従事する者毎の調査時間、調査内容及び図面記録等を記載した業務日誌及び労務費積算書等をいう。
- 5 第 2 項の帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度（甲の事業年度である 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間をいう。以下同じ。）の終了日の翌日から起算して 5 年間とする。
- 6 乙は、乙の責に帰すべき事由により前項に掲げる保存期間内に証憑書類を消失したときは、当該経費について、正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費である旨を甲に証明しなければならない。また、示された証憑書類が正当な根拠と認められない場合についても同様とする。

（検査及び引渡し）

第 11 条 乙は、業務が完了して 10 日を経過した日（当該期日の末日が休日（沖縄県の休日を定める条例（平成 3 年条例第 15 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、成果物一式及び実績報告書（様式第 3 号）を甲に提出し、その検査を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の実績報告書等の提出を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担、指定期限内に補正して、甲の検査を受けなければならない。

(額の確定及び通知)

第 12 条 甲は、前条の検査で乙の業務が本契約に適合するものであると認めた場合は、委託契約書、仕様書、実施計画書及び成果物一式に基づき、乙に支払うべき経費の額（以下「確定額」という。）を確定し、速やかに書面により乙に通知するものとする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第 13 条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、乙は、経費区分表（別表）に記載された経費の内訳について、項目のそれぞれについて 20%以内に限り、流用することができる。

(委託料の負担及び請求、支払)

第 14 条 委託料の支払は、原則、精算払とする。

- 2 乙は、確定額を通知する甲からの書面を受理後、甲に対して支払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内の日（当該期日の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間に支払を行わなければならない。
- 3 甲は、前 2 項の規定にかかわらず、乙の請求により必要があると認められる金額については、概算払をすることができる。
- 4 乙が前項の規定により概算払を受領している場合であって、当該概算払の合計額が第 12 条の規定による確定額に満たない場合には、第 2 項を準用する。
- 5 甲が、第 3 項の規定により乙に支払った金額が、第 12 条の規定による確定額を超過した場合、乙はその超過額を甲に返還しなければならない。
- 6 甲は、乙が所定の事業を実施していないと認めた場合、又は事業の目的外に経費を使用していると認めた場合には、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(著作権の帰属)

第 15 条 この契約に基づいて制作されたものの著作権は、甲に属するものとする。

- 2 甲が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、乙は、制作に当たっては必要な許諾を得なければならない。

(著作権の使用)

第 16 条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続を取るなど、その使用に関して責任を負うものとする。

(契約不適合責任)

第 17 条 甲は、第 11 条第 1 項に定める検査の完了後、当該業務に契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、不適合を知ったと

きから 1 年以内に乙に対してその旨を通知し、不適合部分の修補、修補に代え損害の賠償、又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定は、その不適合が仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

(損害の負担)

第 18 条 委託業務の処理にあたって生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担する。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、この限りではない。

(履行遅滞)

第 19 条 甲は、乙が契約期間内にその義務を履行し終らないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年 2.5 パーセントの違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

- 2 前項の違約金は、契約代金支払のときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

(解除権及び違約金)

第 20 条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が、正当な理由なく、着手期日を過ぎても着手しないとき。
 - (3) 乙又はその代理人その他乙の使用人が、監督員又は検査員の監督又は検査を妨げたとき。
 - (4) 乙が沖縄県から指名停止措置を受けたとき、乙又はその代理人その他乙の使用人が暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する等不適切な者に該当するとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が沖縄県財務規則（昭和 47 年 5 月 15 日規則第 12 号）又は本契約に違反したとき。
- 2 前項の規定に基づき契約が解除された場合には、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 甲は、第 1 項各号の規定に該当しなくともやむを得ない理由があるときは、契約を解除し、その履行を中止させ、又はその一部を変更することができる。
 - 4 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなくてはならない。
 - 5 甲は、契約の解除、履行中止又は変更について、書面により乙に通知するものとする。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 21 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（第 20 条第 1 項第四号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 乙は、下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 22 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第 23 条 乙は、委託業務を実施するに当たり、知り得た秘密を他にもらしてはならない。

2 乙は、この業務による個人情報の取扱いについては、別途定める「個人情報取扱特記事項（別記）」を守らなければならない。

(財産の管理等)

第 24 条 乙は、委託業務により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、委託業務の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 乙は、取得財産等について取得財産等管理台帳（様式第 4 号）を備え、管理しなければならない。

3 乙は、当該年度に取得財産があるときは、第 11 条に定める実績報告書（様式第 3 号）に取得財産明細表（様式第 5 号）を添付しなければならない。

(費用の負担)

第 25 条 この契約の締結に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(補足)

第 26 条 この契約及び仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約及び仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。